

# G 8 知的財産専門家グループ会合報告書

## (Report of Discussions: G8 Intellectual Property Experts' Group Meeting)

### 1. 背景

- 知的財産関連問題は、2005年のグレンイーグルズ・サミットにおいて具体的に模倣品海賊版対策として取り上げられ、以後、G8の取組の一環として、北海道洞爺湖サミットまでに7回の知的財産専門家会合（IPEG）が開催されてきた。G8知的財産専門家会合報告書は、このIPEGでの議論を報告する形で、G8における知的財産関連問題への取組を示したものである。
- 初期段階を経た2006年後期以降のIPEGの議論は、今日の世界経済状況をふまえ、知的財産分野においてG8として対応すべき課題を抽出し、各課題についての施策の提案まで踏み込んだものとなった。我が国も、南アフリカに対する技術支援など、IPEGの議論を端緒とする具体的なプロジェクトに参加している。本報告書は、昨年ハイリゲンドラム・サミット以降開催された2回の会合において深掘りされた議論や新たな視点を反映し、具体的かつ最新の内容となっている。
- なお、IPEG会合には、G8のほか、世界税関機構（WCO）、OECD、インターポール及び世界知的所有権機関（WIPO）の各国際機関がオブザーバー参加している。

### 2. 報告書のポイント

- 北海道洞爺湖サミットに向け、IPEGは、G8が取り組むべき知的財産分野の課題として、模倣品・海賊版対策、効率的な知的財産制度、開発手段としての知的財産制度等を取り上げた。このうち、模倣品・海賊版対策に関して3件、効率的な知的財産制度に関して1件、開発手段としての知的財産制度等に関して3件の具体的なプロジェクトの提案が行われた。

#### ● 具体的なプロジェクト提案の概要

##### 1. 模倣品・海賊版対策

- (1) 水際取締りにおける協力体制の強化 昨年のサミットにおける決定を一步進め、二国間の枠組みによる協力を充実させると共に、2009年のサミットに向け情報交換のモデル・ガイドラインを設け、一般的な情報交換の体

制作りを行う。さらに、首脳宣言でも言及されたとおり、途上国におけるキャパシティ・ビルディングに向け、WCOの推進する税関における統一的な知的財産権の執行に係る基準（SECURE）の作成を支援する。

(2) 政府部内におけるソフトウェアの適正使用 2000年九州・沖縄サミットで採択されたグローバルな情報社会に関する沖縄憲章において奨励された事項であるが、ネットワーク環境の進化に対応するべく、来年のサミットまでに、IPEGがP2P（不特定多数のコンピュータを直接接続して情報をやり取りするタイプのシステム提供方式）のファイル共有をも視野に入れたガイドラインを策定することとなった。本件については、首脳宣言においても各国への呼びかけとして言及された。

(3) 模倣品・海賊版に関する情報収集 模倣品・海賊版の国際的な現状把握の重要性はいうまでもない点であるとして、近時の国際機関による取組のうち、昨年より実施中のOECDによる調査及びインターポールの国際的な知的財産権侵害に係る犯罪データベースに対してG8の支持が表明された。

## 2. 効率的な知的財産制度

特許制度の国際的な調和の重要性が指摘され、実体特許法条約の議論の加速化の推進が明示的に確認された。我が国をはじめとする一部のG8諸国においては、近時作業共有を進めた特許審査制度が開始されているところ、本報告でその点も言及された。

## 3. 開発手段としての知的財産制度等

(1) 途上国に対する技術協力パイロット・プラン 今年のサミットにおいて合意された、我が国による南アフリカ、英国による南米三国国境地域、米国によるインドネシアに対する3件の技術協力パイロット・プランの進捗状況が確認されるとともに、さらに3件のプランを行うことになった。

(2) 公衆周知活動の促進 来年のサミットまでを目処にG8による既存の公衆周知活動を目録化し、G8諸国による共同事業の提案を行うことを確認した。

(3) 中小企業による知財利用の成功事例の情報共有 かかる成功事例の情報共有は我が国がかねてより国内で積極的に行ってきた分野であり、途上国への技術協力にも有効と考えられることから、今回我が国より新たに提案を行い、WIPO等と協力しつつ、ネットワークの構築を検討していくことが確認された。